

## 企業の農業参入意向調査業務委託 業務説明書

### 1 委託業務名

企業の農業参入意向調査業務委託

### 2 委託業務の目的

奈良県の農業の特徴を踏まえ、参入意欲の高い企業を抽出・リスト化し、効果的なマッチングへつなげることを目的とします。本業務により、奈良県への企業の農業参入意向を把握するとともに、参入時の課題を整理・分析し、今後の支援施策の基盤とします。

### 3 委託期間

契約締結日の日から令和8年2月27日（金）まで

### 4 業務内容

#### 1) 意向調査対象企業の抽出

- ・ 効果的な調査を行うため、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県（以下、「7府県」）の既存参入企業の傾向等を分析してください。
- ・ 受託者は企業データを準備し、上記で分析した傾向を踏まえ、アンケートの調査対象企業を県と協議の上、3,500社以上抽出してください（既に他府県へ参入している企業を含む。）。
- ・ 調査対象企業は、7府県に本社又は支店若しくは営業所（以下、「事業所等」）を置く企業を対象とし、奈良県内に事業所等を置く企業を15%以上含めてください。

#### 2) 企業へアンケート調査の実施

調査対象：1)により抽出した企業

調査項目：10項目程度（企業基本情報を除く）

調査方法：以下に基づき、発送（郵送等）と回収を行ってください。

- ・ 回収方法については、回答者がwebによる回答も選択できるようにしてください。
- ・ 同封物には、奈良県農業参入リーフレット（以下 3）に詳細記載の資料を含めてください。

#### 留意事項

- ・ 送り状・調査票は受託者が作成し、奈良県農業参入リーフレットとともに県の承認を得てください。

- ・ アンケート発送用物品は、受託者が準備してください。
- ・ 調査対象企業の所在地等のデータは受託者が収集してください。

回収期限：発送後 1 か月

中間報告：令和 7 年 12 月末までに参入意向が強い企業を抽出し、企業リストを報告してください。

アンケート回収率

- ・ 25%を目標とし、下限値は 10%とします。
- ・ 目標未達成時の対応は県と受託者の協議により決定します。
- ・ 調査票の発送・回収に係る費用は受託者が負担してください。

### 3) 奈良県農業参入リーフレットの作成

以下の構成例を参考に、調査対象企業に対して本県への農業参入の理解を深め、農業外の企業に参入検討を促すことを目的にリーフレットを作成してください。

#### 【構成例】

- －奈良県の農業の現状
- －目的に応じた参入形態の例示
- －企業が地域で農業を行う上での注意点
- －技術研修や支援制度、総合窓口

### 4) 企業情報の整理や分析と報告

アンケートの回答企業について、以下の情報を整理し、「企業概要報告書」として提出してください。

- －企業基本情報
- －農業参入意欲
- －参入への課題・支援ニーズ・今後の展望
- －担当者の氏名・連絡先等

また、「意欲・計画性・実現可能性」の観点から、回答企業の農業参入に対する意向の強弱や参入時の課題について評価・分析し、とりまとめてください。

### 5 最終報告書の提出

令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、上記の成果をまとめた最終報告書を提出してください。

### 6 打ち合わせ・協議

業務開始時と成果物納入時の 2 回以上、打ち合わせを実施します。必要に応じて随時開催し、受託者は議事録を作成し、県と内容を共有してください。

### 7 成果物

- ・ 成果物は、以下のとおりとします。

	項目	提出形態
①	報告書（中間・最終）	印刷物各 2 部、電子データ
②	企業概要報告書	印刷物 2 部、電子データ
③	集計結果（表・グラフなど）	電子データ
④	アンケート生データ	電子データ
⑤	調査票原本	紙媒体、電子データ
⑥	奈良県農業参入リーフレット	電子データ

- ・ 提出用の電子データは、必ず下記のいずれかの拡張子を付けたファイル形式で作成し、1 枚の CD または DVD に収録して提出してください。

－PDF 形式： .pdf

－Microsoft Office 形式： .docx (Word) / .xlsx (Excel) / .pptx (PowerPoint)

－Adobe Illustrator 形式： .ai

※上記以外の拡張子や複数メディアでの提出は認めません。

- ・ 納品先は、奈良県食農部担い手・農地マネジメント課（県の指定場所）とします。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- 1) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- 2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取り扱いは、次の通りとします。
  - ・ 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとします。
  - ・ 本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の知的財産権は、そのすべてが県に帰属するものとし、著作権法第 18 条、第 19 条及び第 20 条の行使については県の書面による事前の同意を要するものとします。
- 3) 成果物について、県が修正、二次利用を行う場合があります。
- 4) 本業務を実施するにあたり、次の事項を遵守してください。
  - ・ 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第 3 条に基づく、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。
  - ・ 別記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守してください。
  - ・ その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従ってください。

- ・ 業務を通じて知り得た情報を契約期間中および終了後も第三者に漏洩しては  
けません。

## 9 その他

- ・ 業務の実施にあたっては、県と十分に連携しながら業務を遂行してください。
- ・ 納品後に瑕疵が判明した場合は、無償で速やかに訂正してください。

[別 記]

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、この契約に基づく業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約に基づく業務に関連して知り得た個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了または解除後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 受託者は、当該業務の目的達成に必要な範囲に限り、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

### (目的外利用・第三者提供の制限)

第4条 受託者は、県の事前の書面による指示または同意がある場合を除き、本契約により取り扱う個人情報を契約の目的以外の目的で利用し、または第三者に提供してはならない。

なお、外国に所在する第三者に提供する場合は、所在国名、個人情報保護制度の概要、及び当該第三者における保護措置の内容を事前に明示し、本人の同意を得るものとする。

### (安全管理措置)

第5条 受託者は、取り扱う個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故の防止及び適正な管理のため、業務の性質や規模に応じて、安全管理措置を講じなければならない。責任者の設置や取扱規程の整備等の組織的措置、従事者への教育や誓約書の取得等の人的措置、入退室管理や盗難防止等の物理的措置、並びにアクセス制限や暗号化等の技術的措置を含め、必要かつ適切な方法によって実施するものとする。

### (従事者の監督)

第6条 受託者は、業務従事者による個人情報の取り扱いが適切に行われるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 受託者は、従事者に対し、在職中および退職後も、業務により知り得た個人情報を漏らさず、また不正に利用しないことを周知・徹底し、個人情報の違法な取扱いに刑事罰等の法的責任が課され得ることを説明しなければならない。

### (複写・複製の制限)

第7条 受託者は、県の承諾なく、本契約に関連して提供を受けた資料等を複写または複製してはならない。

(再委託の制限)

第8条 受託者は、県の事前の書面による承諾がない限り、業務を第三者に再委託してはならない。

2 県の承諾により再委託を行う場合には、受託者は再委託先に対し、本特記事項と同等の義務を課し、その履行を確保する責任を負うものとする。

(資料等の返還・消去)

第9条 受託者は、契約終了後、県の指示に従い、県から提供され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料、記録媒体、又は電磁的記録について、速やかに返還し、又は適切に消去若しくは廃棄しなければならない。ただし、法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、この限りではない。

(取扱状況の確認等)

第10条 県は、必要と認める場合、受託者に対して、個人情報の取扱状況に関する報告、資料提出、または立入調査を求めることができる。この場合において、受託者は、これを拒んではならない。

(事故発生時の報告)

第11条 受託者は、個人情報に関する事故またはそのおそれを知ったときは、速やかに県に報告し、必要な指示に従うものとする。また、県は必要に応じて、関係機関への報告および本人への通知等を行うことができる。

(損害賠償)

第12条 受託者は、その責めに帰すべき事由により県または第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとする。再委託先の故意・過失によって生じた損害についても、受託者が責任を負うものとする。

2 県は、受託者が本特記事項に違反したと認めた場合、契約を解除し、損害賠償を請求できるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。